

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)
地域名 (地域内農業集落名)	名嘉真地区 (名嘉真山・竿底原・新田原・前袋原・アンタカ原・金武上原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月 21日、令和 6年 12月 23日 (全 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

名嘉真地区は、農地の一部が平坦地にあるものの大部分が丘陵地に分布している。農業用施設用地の指定が殆ど無く、その大半が農地区分となっている。昭和55年以降さとうきびを主体とした土地利用型の農業経営から園芸等の集約型農業経営への転換が進み、農地の有効利用を図られている。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、花きを中心に野菜や果樹類等が栽培されているが、今後は近代化施設の導入や、丘陵地帯の地形を有効活用する等、効率的かつ安定的な農業経営を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業者の高齢化や後継者不足等により、5年後には地区内の多くの農地で耕作不能が見込まれる。そのため、これらの農地は規模拡大の意向のある地区内の担い手へ農地の集積を促進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内の担い手及び担い手以外の農業者へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組やかん水施設整備等の基盤整備への取組を促進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)
地域名 (地域内農業集落名)	安富祖地区 (前袋原・上原・クガチヤ原・明地原・高武名原・大堂原・浜原・赤瀬原・金良原・熱田原・村内原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月 21日、令和 6年 12月 23日 (全 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

安富祖地区は村の北側に位置し、さとうきび、水稻、花き、野菜、果樹とともに、ブロイラー飼育等の農業を営んでいる。土地改良事業がほぼ完了している。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は農業用水の確保とかんがい排水事業を推進し、施設園芸を中心にさとうきび、水稻、畜産等の複合経営と併せて、さとうきび収穫機導入による土地利用型農業と施設利用型農業を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	6.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状は農地は管理され、担い手も確保できているが、将来的には農業者の高齢化等により地区内の多くの農地で耕作不能が見込まれる。そのため、これらの農地は規模拡大の意向のある地区内の担い手へ農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内の担い手及び担い手以外の農業者へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組やかん水施設整備等の基盤整備への取組を促進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)		
地域名 (地域内農業集落名)	喜瀬武原地区 (喜瀬武原・廻袋原)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 10月 1日、令和 6年 12月 20日 (全 2 回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

喜瀬武原地区は村の北東部の山あい位置し、土地改良事業は現在ほぼ完了している。喜瀬武原地区では平成2年度から県営かんがい排水事業も実施され、さらに一戸当たり耕作面積も比較的大きく、生産性の高い集団農用地が分布している。現在、花きを中心に野菜や果樹類等が栽培されている。また、現状40～60歳代の農業者が中心となっているが、5年後には70歳以上となる方が多く、後継者がいない農地もある。今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は花きを中心とした生産性の高い施設型・集約型農業の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	7.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業者の高齢化、後継者不足により、5年後には地区内の多くの農地で耕作不能が見込まれる。そのため、これらの農地は規模拡大の意向のある地区内の担い手へ農地の集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内の担い手及び担い手以外の農業者へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組やかん水施設整備等の基盤整備への取組を促進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)
地域名 (地域内農業集落名)	瀬良垣地区 (都田原・黒崎原・満茶原・瀬良垣原・セパンダ原・村内原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月 22日、令和 6年 12月 18日 (全 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

瀬良垣地区は村の中央よりやや北側にあつて、花きや果樹を中心に、さとうきびや野菜が栽培されているとともに、肉用牛等の畜産が営まれている。なお、瀬良垣地区には農業用施設用地の指定が殆ど無く、大半が農地区分となっている。本地区は土地改良事業がほぼ完了している。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は、農地流動化事業による規模の拡大で生産性の高い農業経営を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
リタイヤや後継者不足等により、5年後には地区内の多くの農地が耕作不能が見込まれることから、これらの農地について、規模拡大の意向のある地区内の担い手や担い手以外の農業者へ農地の集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内の担い手及び担い手以外の農業者へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組等の基盤整備への取組を促進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)		
地域名 (地域内農業集落名)	太田地区 (東原・ギナン原)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月 22日、令和 6年 12月 18日 (全 2 回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

太田地区は村の中央よりやや北側にあつて、花きや果樹を中心に、さとうきびや野菜が栽培されているとともに、肉用牛等の畜産が営まれている。なお、太田地区には農業用施設用地の指定が殆ど無く、大半が農地区分となっている。本地区は土地改良事業がほぼ完了している。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は、農地流動化事業による規模の拡大で生産性の高い農業経営を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
リタイヤや後継者不足等により、5年後には地区内の多くの農地が耕作不能が見込まれることから、これらの農地について、規模拡大の意向のある地区内の担い手や担い手以外の農業者へ農地の集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内の担い手及び担い手以外の農業者へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組等の基盤整備への取組を促進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)
地域名 (地域内農業集落名)	恩納地区 (新間・横岳・當袋・中根・前袋・野原・米鳥・水溜・我那覇・北伊場・上印田・伊場・萬座・目座・勢理田・上角座)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 12日、令和 6年 12月 19日 (全 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

恩納地区は村の中央部にあって、さとうきびを中心に花きや果樹栽培とともに、ブロイラー及び肉用牛等の畜産が営まれている。
 土地改良事業がほぼ完了している。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は農業用水の確保とかんがい排水事業を導入し、花きの専作経営とともに、野菜、さとうきび、果樹、畜産等の複合経営を推進し、農用地の有効利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	6.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業者の高齢化や後継者不足等により、5年後には地区内の多くの農地で耕作不能が見込まれる。そのため、これらの農地は規模拡大の意向のある地区内の担い手へ農地の集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内の担い手及び担い手以外の農業者へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組等の基盤整備への取組を促進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)
地域名 (地域内農業集落名)	南恩納地区 (崎原・北勢高・下勢高・上勢高・赤崎原・下内勢高・上内勢高・渡り座・内ノ浦・志嘉座川・ガンジ原・赤間・屋嘉下口・ジムン)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 12日、令和 6年 12月 18日 (全 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

南恩納地区は村の中央部にあって、さとうきびを中心に花きや果樹栽培とともに、ブロイラー及び肉用牛等の畜産が営まれている。
土地改良事業がほぼ完了している。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は農業用水の確保とかんがい排水事業を導入し、花きの専作経営とともに、野菜、さとうきび、果樹、畜産等の複合経営を推進し、農用地の有効利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	7.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

農業者の高齢化や後継者不足等により、5年後には地区内の多くの農地で耕作不能が見込まれる。そのため、これらの農地は規模拡大の意向のある地区内の担い手へ農地の集積を促進する。

(2)農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内外の担い手へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。

(3)基盤整備事業への取組方針

5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組やかん水施設整備等の基盤整備への取組を促進する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)
地域名 (地域内農業集落名)	谷茶地区 (谷茶原・中谷茶原・上谷茶原・大袋原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 11日、令和 6年 12月 18日 (全 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

谷茶地区は村の中央部にあって、さとうきびを中心に花きや果樹栽培とともに、プロイラー及び肉用牛等の畜産が営まれている。
 土地改良事業がほぼ完了している。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は農業用水の確保とかんがい排水事業を導入し、花きの専作経営とともに、野菜、さとうきび、果樹、畜産等の複合経営を推進し、農用地の有効利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業者の高齢化や後継者不足等により、5年後には地区内の多くの農地で耕作不能が見込まれる。そのため、これらの農地は規模拡大の意向のある地区内の担い手へ農地の集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内外の担い手へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組やかん水施設整備等の基盤整備への取組を促進し、農業を支える安定した担い手を確保する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)
地域名 (地域内農業集落名)	仲泊地区(富着・前兼久・仲泊) <small>(仲泊原・安幸地原・ツマサ一原・ナギチヨウ原・大道原・比豊根原・ウシロター原・アシジヤ原・志利福地原・富着原・幸地原・比嘉川原・上原・マガイ原・南風山・前田原・前福地原・前兼久原・志利兼久原・崎原)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 18日、令和 6年 12月 24日 (全 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

仲泊地区は村の中央より南側に位置し、さとうきびを中心に花きや果樹等が栽培されている。なお、本地区には農業用施設用地の指定が殆ど無く大半が農地区分となっている。仲泊地区は土地改良事業がほぼ完了している。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は農業用水の確保とかんがい排水事業を導入し、生産性の高い農地利用を図る。特にさとうきびについては、機械化一貫作業体系による労力の軽減と作業の効率化を推進し、土地利用型農業と施設利用型農業の確立に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	163.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	84.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	13.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業者の高齢化、後継者不足により、5年後には地区内の多くの農地で耕作不能が見込まれる。そのため、これらの農地は規模拡大の意向のある地区内の担い手へ農地の集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内の担い手及び担い手以外の農業者へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組等の基盤整備への取組を促進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)
地域名 (地域内農業集落名)	山田地区 (青座原・長迫原・西ボツコ原・東寺川原・西寺川原・寺原・城原・安真志原・メーヨー原・山田ボツコ原・山田原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月 23日、令和 6年 12月 17日 (全 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山田地区は村の南側に位置し、さとうきび、野菜、花き、果樹が栽培されている。山田区域はさとうきび主体の農業経営であったが、近年花きや果樹の園芸作物の栽培農家が増加している。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は農業用水の確保とかんがい排水事業を導入し、花きを中心とした生産性の高い施設集約型農業の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業者の高齢化や後継者不足等により、5年後には地区内の多くの農地で耕作不能が見込まれる。そのため、これらの農地は規模拡大の意向のある地区内外の担い手や担い手以外の農業者へ農地の集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内の担い手及び担い手以外の農業者へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組やかん水施設整備等の基盤整備への取組を促進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)
地域名 (地域内農業集落名)	真栄田地区 (真栄田原・塩焼原・ナガリ原・駒谷原・黒石原・親田原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月 23日、令和 6年 12月 17日 (全 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

真栄田地区はさとうきび、花き、野菜、果樹等の農業を営んでいる。真栄田地区の農業経営はさとうきびを主体としており、近年は遊休地や休耕地の解消が図られている反面、一部山林原野化が進行している。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は遊休地対策を含めた農地の流動化を促進するとともに、さとうきび収穫機械や近代化施設の導入によって、土地利用型農業と施設利用型農業を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業者の高齢化や後継者不足等により、5年後には地区内の多くの農地で耕作不能が見込まれる。そのため、これらの農地は規模拡大の意向のある地区内の担い手へ農地の集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内外の担い手へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組やかん水施設整備等の基盤整備への取組を促進し、農業を支える安定した担い手を確保する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)
地域名 (地域内農業集落名)	塩屋地区 (富里原・ビル原・塩屋原・宇堂原・シラカズラ原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 13日、令和 6年 12月 17日 (全 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

塩屋地区はさとうきび、花き、野菜、果樹等の農業を営んでいる。塩屋地区の農業経営はさとうきびを主体としており、近年は遊休地や休耕地の解消が図られている反面、一部山林原野化が進行している。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は遊休地対策を含めた農地の流動化を促進するとともに、さとうきび収穫機械や近代化施設の導入によって、土地利用型農業と施設利用型農業を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業者の高齢化により、5年後には地区内の多くの農地で耕作不能が見込まれる。そのため、これらの農地は規模拡大の意向のある地区内の担い手へ農地の集積を促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内外の担い手へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組やかん水施設整備等の基盤整備への取組を促進し、農業を支える安定した担い手を確保する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

恩納村長

市町村名 (市町村コード)	恩納村 (473111)
地域名 (地域内農業集落名)	宇加地地区 (ヒート原・水溜原・與久田原・ガラストングワ原・久伊地原・宇加地原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 13日、令和 6年 12月 17日 (全 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

宇加地地区はさとうきび、花き、野菜、果樹等の農業を営んでいる。宇加地地区の農業経営はさとうきびを主体としており、近年は遊休地や休耕地の解消が図られている反面、一部山林原野化が進行している。また、農業者の高齢化、後継者不足で今後は耕作不能な農地が拡大する恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は遊休地対策を含めた農地の流動化を促進するとともに、さとうきび収穫機械や近代化施設の導入によって、土地利用型農業と施設利用型農業を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	16.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基幹作物である花き類やさとうきび、熱帯果樹を中心に、野菜、畜産の推進と併せて、かんがい排水事業、近代化施設の整備等により農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業者の高齢化、後継者不足により、5年後には地区内の多くの農地で耕作不能が見込まれる。そのため、これらの農地は規模拡大の意向のある地区内の担い手へ農地の集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸付意向の農地を規模拡大の意向のある地区内の担い手及び担い手以外の農業者へ積極的に農地の貸し付けを行っていき、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
5年後を見据え、農業所得向上を目指し、担い手にとっての農業収入安定化や高収益作物等の生産への取組やかん水施設整備等の基盤整備への取組を促進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の効率的かつ安定的な地域農業のためには、意欲ある認定農業者の育成に加え、多様な就農経路を通じた新規就農者の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者の育成及び、新規就農者に対する就農支援として、農業技術支援センター等による相談支援の強化や就農支援資金制度の活用、農産物直売所を通じた販売体制の強化等を推進し、他産業並の所得水準を実現できる農業経営の実現に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】